

平成29年度神奈川県予算に対する要望書

一般社団法人 横浜建設業協会

1. 適正価格による受注

(1) 最低制限価格について

神奈川県は、これまで工事の最低制限価格率の上限を90%として適用してきましたが、改正品確法の趣旨を踏まえ、平成27年4月1日以降の公告案件からは、その上限を撤廃することとしました。

然しながら、現行の算定式では最低制限価格が90%に満たない工事もあるので見直しを要望します。

特に現場管理費・一般管理費の掛け率を引き上げていただき、最低制限価格を95%に近づけていただきたい。

(2) 予定価格の適正な設定について

予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保することができるよう市場に見合った労務費及び資材等の取引価格等を反映した積算を行うよう要望します。

(3) 予定価格算出の歩切撤廃について

正確な積算をしても歩切による調整によって企業努力が報われない状況にあります。撤廃によって同額クジ引きが増えることを懸念する声もありますが、歩切撤廃を要望します。

2. 入札制度の改善について

(1) 発注規模の増加について

これまで地元企業向け事業規模は上限金額が決められていましたが、都市整備事業の内容が複雑化し、地域社会への配慮、環境との調和を考慮した事業の推進が必要であるとの観点から、工事規模を現行より1.5倍程度大きくし、より効率的な施工が行えるような対応をして頂きたいと要望します。

(2) コリンズ登録について

コリンズ登録に関して、神奈川県ではJVの場合、構成員の技術者資格は主任技術者での専任配置となっていますが、主任技術者で監理技術者の資格を持っている者を配置させた場合は、代表構成員と合わせて2人の監理技術者を登録できるようにして頂きたいと要望します。

(3) 設計図書の図渡し方法の電子化への移行について

横浜市では設計図書の配布が電子図渡しにより行われていますが、神奈川県においては発注担当課によりCD-RWによる交換となっています。

横浜市と同様に電子図渡しの導入を要望します。

3. 施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について

担い手三法の運用指針の趣旨を踏まえ、早期発注や国庫債務負担行為の適切な活用により、計画的な発注を推進し、年度内の工事量の偏りを減らし、施工時期の平準化を図るよう要望します。

4. 担い手確保・育成について

将来、一人前の技術者として育成していくために、大学・専門学校・工業高校等を卒業後、就職して間もない女性や若者に現場の経験を多く積ませることが重要だと考えています。

このように、当面、補助的に工事担当者として配置した場合でも工事評点を高くするように要望します。また、このような配置を行うケースでは、配置予定会社にインセンティブを付与する発注として取扱うよう要望します。

5. 関係機関との事前調整について

工事施工上の問題とは別に他企業（ガス・警察等）との調整や協議の時間が長引き、工期延長となってしまう場合が多々あります。他企業・関係機関との事前調整を済ませた上で工事発注をして頂くよう要望します。

6. 議会対象案件の仮契約後の入札調書公表について

平成27年度まで仮契約後に公表されていた入札調書が、28年度より本契約締結後の公表となりました。今年度も昨年度と同様に議会対象案件の予定価格、最低制限価格、また各社応札金額が明示された入札調書を仮契約後の公表として頂くよう要望します。